

泉佐野市附属機関条例

<関係部分抜粋>

(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表(第1条関係)

ア 市長の附属機関

	名称	担当事務	委員定数
1～23	～省略～	～省略～	～省略～
24	泉佐野市まち・ひと・しごと創生 総合戦略会議	まち・ひと・しごと創生についての重要事項 の調査審議に関する事務	20人

イ 教育委員会の附属機関

～省略～